

部内資料

小企業に働く年少者の労働時間 等に関する調査

昭和44年3月



労働省婦人少年局

は し が き

婦人少年局では、年少労働者の実態調査を毎年実施しているが、昭和42年度には小企業に働く年少者の労働時間の実情を明らかにするために、この調査を行なった。

この報告書が関係行政機関等の参考になれば幸いである。

なお、御協力をいただいた方々に対し、深く感謝の意を表する次第である。

昭和44年3月

労働省婦人少年局

目 次

I 調 査 の 概 要	1
1 調査の目的	1
2 調査の対象	1
3 調査項目	1
4 調査対象時期	1
5 調査機関	1
6 調査方法	1
II 調査結果の概要	2
1 調査対象事業所の概況	2
2 各種帳簿の整備状況	2
3 労働時間	3
(1) 勤務の形態	3
(2) 始業時刻及び終業時刻	4
(3) 拘束時間	5
(4) 休憩時間	9
(5) 所定労働時間	12
4 残 業	17
(1) 残業の有無	17
(2) 残業の増減	20
(3) 年少労働者に対する配慮	20
5 所 定 休 日	25
(1) 従業員の休日	25

(2) 休日の与え方	29
(3) 青少年労働者に対する配慮	30
6 休日出勤	30
(1) 休日出勤の有無	30
(2) 休日出勤の際のふりかえ休日の有無	31
(3) 休日出勤の増減	32
(4) 青少年労働者に対する配慮	33
7 罰増賃金等	34
8 年次有給休暇制度の有無	36
9 国民の祝日の扱い	40
10 その他	41
(1) 単身従業員の住宅事情	41
(2) 単身従業員のための住宅建設計画	44

I 調査の概要

1 調査の目的

小企業に働く年少者の労働時間等に関する実態を把握するとともに、事業主の意識を明らかにし、今後の年少労働者保護育成施策上の基礎資料とする。

2 調査の対象

(1) 地域 全 国

(2) 産業 製造業、卸売業・小売業、サービス業（一部）

(3) 事業所 製造業においては常用労働者数10人以上100人未満、卸売業・小売業、サービス業においては常用労働者数5人以上30人未満を雇用し、かつ年令20才未満の労働者を雇用する事業所1,900

3 調査項目

(1) 労働時間に関する事項

(2) 残業に関する事項

(3) 休日に関する事項

(4) 休日労働に関する事項

(5) 割増賃金等に関する事項

(6) その他

4 調査対象時期

昭和42年8月1日現在

5 調査機関

労働省婦人少年局及び婦人少年室

6 調査方法

婦人少年室職員及び臨時調査員による事業主に対する実地抽計調査

Ⅱ 調査結果の概要

1 調査対象事業所の概況

調査対象となった事業所1900の産業別構成をみると、製造業31.4%、卸売業・小売業40.6%、サービス業28%である。

規模別では、30人～99人（製造業のみ）は19.1%、10～29人は53.9%、5～9人は22%である。

調査対象事業所に働く青少年は、15才以上18才未満総数2803人、18～19才総数4591人である。

調査対象事業所の所在地は6大都市（東京23区、横浜市、名古屋市、京都市、大阪市、神戸市）が33.6%、人口10万以上の市46.7%、その他19.7%となっている。

2 各種帳簿の整備状況

(1) 労働者名簿

労働者名簿を作成している事業所は88.1%、いないものは11.9%である。労働者名簿を作成していないものを産業別にみると、卸売業・小売業（17.7%）、サービス業（15.3%）に多く、製造業（1.5%）は少ない。規模別では、規模が小さくなるほど労働者名簿を作成していないものが多くなり、「30～99人」（製造業）では0.8%であるが、「10～29人」は10.1%、「5～9人」26.5%である。

(2) 資金台帳

資金台帳のある事業所は94.3%、ないものは少なく5.7%である。資金台帳のないものを産業別にみると、サービス業（8.5%）、卸売業・小売業（7.2%）に多く、製造業は少ない（1.2%）。規模別では、「30～99人」（製造業）1.7%にすぎないが、規模が小さくなるほど「ない」ものが多くなり、「10～29人」では4.4%、「5～9人」では12.6%である。

(3) 年令証明書

年少労働者（18才未満）のいる事業所（調査事業所の53.3%）で年令証明書を備えつけているものは42.2%で、いないもの（57.8%）の方が多い。年令証明書を備えつけていないものについて産業別にみると、卸売業・小売業に多く（70.8%）、サービス業（65%）、製造業（41.5%）の順になっている。規模別では、小規模になるほど年令証明書を備えつけていないものが多く、「30～99人」（製造業）では36%だが、「10～29人」は62.7%、「5～9人」72.6%である。

(4) 就業規則

常時10人以上の労働者を使用する事業所では定められた事項について就業規則を作成することとされているが、調査対象になった10人以上の事業所で就業規則を作成しているものは72.2%、いないものは27.8%である。規模別にみると、「30～99人」（製造業）では8割以上が就業規則を作成しており、していないものは16.5%であるが、「10～29人」ではいないものがかなり多くなり31.4%である。「5～9人」の事業所では就業規則作成の法的義務はないが、作成しているものが41.3%である。産業別（「5～9人」を含む）にみると、就業規則のあるものは、製造業84.2%、サービス業57.8%、卸売業・小売業56.1%である（附表1）。

3 労働時間

(1) 勤務の形態

調査事業所の勤務形態をみると、通常勤務が多く84.8%である。産業別にみると、通常勤務は製造業に多く（90.3%）、つきがサービス業（84%）で、卸売業・小売業は比較的少なく81.2%となっている。

時差勤務を実施しているものは8.2%で、このなかで最も多いのは

二部制（6.4％）である。二部制を実施しているものは卸売業・小売業に多く（10.1％）、製造業は少ない（1.3％）。

交替制を実施しているものは6.9％で、二交替制のものが多く5.4％となつている。産業別にみても大きな変動がなく、製造業7.7％、卸売業・小売業7％、サービス業6％である（第1表）（附表2）。

第1表

勤務の形態別事業所の割合

勤務の形態		事業所数
計		100.0％ (1900)
通常勤務		84.8
製造業		90.3
卸売業・小売業		81.2
サービス業		84.0
その他		15.1
交替制	小計	6.9
	二交替	5.4
	三交替	1.1
	その他	0.4
時差勤務	小計	8.2
	二部制	6.4
	三部制	1.1
	その他	0.7

(2) 始業・終業時刻

調査事業所の始業・終業時刻は労働協約、就業規則、内規等によってきめているものが多く80.9％である。規則などによる定めはしていないが、慣行上始業・終業時刻がほぼ一定しているものは13.2％で、慣行上も始業・終業時刻が不定なものが0.9％ある。

産業別にみると、労働協約・就業規則などによって定めているものは製造業に多く（94.1％）、サービス業（75.9％）卸売業・小売業（74.1％）とはかなりの開きがある。

規模別にみると、規模が小さくなるほど労働協約・就業規則などによって定めているものが少なくなり、「30～99人」（製造業）では95.5％だが、「10～29人」では80.9％、「5～9人」では68.2％である（第2表）。

調査事業所の始業時刻（労働協約・就業規則などの定めのあるもの・慣行上ほぼ一定しているもの）は8時のものが最も多く37.9％、

第2表 産業、規模および始業・終業時刻の定め方別事業所の割合

産業・規模		計	労働協約・就業規則などによる定めあり	賃 行 上	
				ほぼ一定	不 定
計		100 % (1,900)	80.9 %	18.2 %	0.9 %
産業別	製造業	100	94.1	5.7	0.2
	卸売業・小売業	100	74.1	25.4	0.5
	サービス業	100	75.9	21.8	2.3
規模別	30～99人	100	95.5	4.2	0.3
	10～29人	100	80.9	18.2	0.9
	5～9人	100	68.2	30.6	1.2

つぎが「8:01～8:59」で32.9%、「9:00～9:59」の23.6%となっており、8時から9時59分までの間に集中している。始業時刻が5時以前、13時以降のものがあるのは、交替制を採用しているものと推測される。(第3表)

第3表 始業時刻別事業所の割合

始 業 時 刻	事業所数
計	100 % (1,883)
5 時 前	0.5
5:00～6:59	4.0
7:00～7:59	5.8
8:00	37.9
8:01～8:59	32.9
9:00～9:59	23.6
10:00～10:59	3.9
11:00～12:59	3.7
13:00～	8.3

- (1) 始業時刻が定めがあるものの、賃行上はほぼ一定しているもののみ掲載
- (2) 一事業所で通常勤務交替制など採用しているものがあるから時刻別の集計は100を上回る。

産業別にみると業種によって始業時刻の相違がみられ、製造業では8時に集中しているが(65.9%)、サービス業では「8:01～8:59」が最も多く43.5%、卸売業・小売業は「9:00～9:59」が多く39.8%である。

規模別にみると「30～99人」(製造業)は8時に始業時刻が集中しているが(63.5%)、「10～29人」では「8:01～8:59」(34.6%)「8時」(33.9%)が多く、「5～9人」では「9:00～9:59」に始業しているものが多く35.7%、つぎが「8:01～9:59」の31.4%である(第4表)。

第4表 産業、規模および始業時刻別事業所の割合

(%)

産業・規模		計	8時 以前	8:00	8:01～ 8:59	9:00～ 9:59	10時 以後
計		100 (1,523)	10.3	37.9	32.9	23.6	15.9
産業別	製造業	100	10.9	65.9	26.1	3.9	9.7
	卸売業・小売業	100	9.2	22.6	30.9	39.8	21.8
	サービス業	100	11.0	28.3	43.5	22.1	14.5
規模別	30～99人	100	11.9	63.5	29.3	3.6	13.8
	10～29人	100	8.7	33.9	34.6	25.6	16.1
	5～9人	100	10.7	26.1	31.4	35.7	17.4

注 第3表参照

調査事業所の終業時刻をみると、5時が最も多く38.8%、つぎが「5:01～5:59」の23.4%、「6:00～6:59」20.6%となっており、5時～6時59分までの間を終業時刻としているものが大部分である(第5表)。

産業別にみると製造業は5時終業が過半数(61.5%)を占めているが、卸売業・小売業は「6:00～6:59」(34.7%)7時以降(30.5%)が多く、サービス業では7時以降(32.2%)と「5:00～5:59」

第5表 終業時刻別事業所の割合

終業時刻	事業所数
計	100% (1883)
午後1時以前	3.6
1:00～2:59	1.4
3:00～4:59	19.0
5時	33.8
5:01～5:59	23.4
6:00～6:59	20.6
7:00～7:59	5.3
8:00～9:59	3.7
10時以降	8.2

出 第3表参照

(31.2%)が多くなっている。

規模別にみると、「30～99人」(製造業)では5時に終業しているものが過半数(64.6%)を占めているが、「10～29人」では5時が多く34.1%、「500～559」がつぎに多く27.7%である。「5～9人」では終業時刻のおそいものが多く7時以降が35%、つぎが「600～659」で25.2%である(第6表)。

第6表 産業、規模および終業時刻別事業所の割合

(%)

産業・規模		計	4時以前	4:00～ 4:59	5時	5:01～ 5:59	6:00～ 6:59	7時以降
計		100 (1883)	15.6	8.4	38.8	23.4	20.6	23.2
産業	製造業	100	8.2	18.8	61.5	18.3	3.2	6.3
	卸売業	100	5.6	3.1	28.6	22.1	34.7	30.5
	サービス業	100	4.7	4.4	27.7	31.2	19.5	32.2
規模	30～99人	100	10.5	19.9	64.6	15.2	3.3	8.6
	10～29人	100	4.5	6.6	34.1	27.7	22.9	23.8
	5～9人	100	6.6	3.1	28.7	19.1	25.2	35.0

出 第3表参照

(3) 拘 束 時 間

調査事業所の拘束時間は9時間が多く47.7%であるが、10時間をこえるものが18.1%となっている。

産業別にみると、製造業は拘束時間の短いものが多く8時間～9時間に集中している(9時間—56.6%、8時間以上9時間未満—30.9%)。卸売業・小売業、サービス業は過半数は9時間未満の拘束時間であるが(卸売業・小売業66.6%、サービス業66.8%)、10時間をこえるものが約4分の1あることは注目される。

規模別にみると、規模が小さくなるほど拘束時間が長くなっており、9時間以下は「30～99人」(製造業)では91.2%、「10～29人」は75%、「5～9人」では55.2%である(第7表)。

第7表 産業、規模および拘束時間別事業所の割合

(%)

産 業・規 模		計	8 時 間 未 満	9 時 間 未 満	9 時 間	10 時 間 未 満	11 時 間 未 満	11 時 間 以 上
計		100% (1883)	2.3	28.7	47.7	8.2	6.1	10.0
産 業	製 造 業	100	1.2	30.9	56.6	8.9	1.0	1.3
	卸 売 業 小 売 業	100	2.6	23.4	41.6	9.1	12.5	11.9
	サ ー ビ ス 業	100	3.1	17.3	40.4	6.2	9.6	17.3
規 模	30～99人	100	1.4	34.3	59.5	6.6	0.8	1.3
	10～29人	100	2.1	22.3	50.6	8.5	6.2	8.4
	5～9人	100	3.7	18.4	33.1	8.9	14.0	22.0

(注) 第3表(1)参照

労働協約・就業規則などによって定められているものについて平均拘束時間をみると9時間7分で、製造業は9時間以下になっているが、

卸売業・小売業、サービス業は9時間をこえるものが多い。規模別にみると規模が小さくなるほど拘束時間が長くなり、「30～99人」（製造業）は8時間52分、「5～9人」（卸売業・小売業）では9時間21分～30分である（第8表）（附表3）。

第8表 産業および規模別平均 拘束時間

産業・規模		平均拘束時間
計		9時間07分 (1537)
製造業	30～99人	8時間52分
	10～29人	9 00
卸売業・小売業	10～29人	9 07
	5～9人	9 21
サービス業	10～29人	9 15
	5～9人	9 30

(附) 労働協約・就業規則などにより定めている事業所のみを対象とした。
(1537事業所)

(4) 休 息 時 間

休憩時間の与え方は、労働協約・就業規則などによつて定めているものは68.1%、慣行上はば一定しているものは12.1%である。休憩時間が一定していないものが2割たらずあるが、このうち「時刻不定だが時間がほぼ一定」のものは9.4%、「時刻・時間ともに不定」のものは9.2%となっている（第9表）。

休憩の回数についてみると、1回のものが最も多く 7.2%であるが、2回以上のものが4分の1以上あり、このうち2回が14.4%、3～4回が13.6%となっている。産業別にみると、製造業は2回以

第9表 休憩時間の定め方別事業所の割合

		事業所数
計		100% (1900)
労働協約・就業規則などによる定めあり		68.1
賃 行 上	時 間 ば 一 定	12.1
	時刻不定・時間ば一定	9.4
	時刻・時間ともに不定	9.2
そ の 他		1.2

上とっているものがかなり多くなっているが（1回—55.8%、2回—17.8%、3回—26.3%）卸売業・小売業、サービス業は1回のもものが約8割である。

規模別にみると、「30～99人」（製造業）は休憩1回のもものが約半分であるが、「10～29人」「5～9人」では約8割となっている（第10表）（附表4）。

第10表 休憩の回数別事業所の割合

(%)

産 業 ・ 規 模		計	1 回	2 回	3～4回
		100 (1524)	72.0	14.4	13.6
産 業	製 造 業	100	55.8	17.8	26.3
	卸売業・小売業	100	81.9	13.2	4.9
	サ ー ビ ス 業	100	82.6	11.1	6.2
規 模	30～99人	100	51.0	18.9	30.1
	10～29人	100	78.1	12.2	9.7
	5～9人	100	79.7	16.0	4.3

注 労働協約・就業規則などにより定めのあるもの、賃行上一定している1524事業所を対象としている。

休憩時間の長さをみると、60分が最も多く58.7%で、60分をこえるものも約2割ある。労働基準法の休憩時間（第34条）は、労働時間が8時間を超える場合は45分、8時間を超える場合は1時間の休息を与えることとなつてゐるが、これを下回るとみられるものが7.5%ある（第11表）。

第11表 実働時間および休憩時間別事業所の割合

(%)

休憩 実働	計	～44分	45分 ～59分	60分	61分～	不定
総 数	100 (1200)	2.4 (48)	9.2 (175)	58.7 (1116)	19.3 (367)	10.4 (197)
～ 時間、分	100	4.5	4.5	—	9.1	81.8
5:59	(22)	(1)	(1)	—	(2)	(18)
6:00	100	3.3	14.7	44.2	35.9	2.0
7:59	(512)	(17)	(75)	(226)	(184)	(16)
8:00	100	1.1	7.9	81.0	8.4	1.6
	(881)	(10)	(6)	(714)	(74)	(14)
8:01	100	3.5	6.4	36.3	22.1	31.2
～8:59	(484)	(17)	(30)	(178)	(107)	(154)
不 明	— (1)	—	—	—	—	(1)

注 () 内は実数

休憩時刻・時間ともに不定なもの(9.2%)の内訳をみると、「ひまなとき各自休む」というものが多く6.5%、「手持時間をあてる」1.5%、「仕事のすすみ工合をみてきめる」1.1%である。その他に、「休憩時間なし」というものが0.9%あることが注目される(第12表)。

休憩時間の開始、終了時刻をみると、12時に始まるものは84.3%、13時に終了するものが68%となっている。

第12表 休憩時間不定等の内容別事業所の割合

内 容		事 業 所
計		10.4 % (197)
休憩時刻時間不定	小 計	9.2
	仕事のすすみ工合をみてきめる	1.1
	手待時間をあてる	1.5
	ひまなとき各自休む	6.6
その他	小 計	1.2
	休 憩 な し	0.9
	そ の 他	0.3

(5) 所定労働時間

調査事業所の所定労働時間は、8時間のものが約半数で、7時間以上8時間未満のもの及び8時間を超えるものが、それぞれ約4分の1となっている(附表5)。調査事業所のなかで18才未満の年少労働者のいる事業所は1012(53.3%)あり、これらの事業所の労働時間は、調査事業所総数のそれよりもいくぶん短かくなっており、8時間が49.3%(総数-46.4%)、8時間未満は29.8%(総数-28.1%)、8時間を超えるものは20.8%(総数-25.6%)である(第13表)。

第13表 所定労働時間別事業所の割合

	総 数	年少者のいるもの
計	100 % (1960)	100 % (1012)
7時間未満	2.0	4.0
7.00~7.59	26.1	25.8
8時間	46.4	49.3
8.01~8.59	8.0	6.9
9時間以上	17.6	13.9

18才未満の年少労働者のいる事業所の労働時間を産業別にみると、製造業は労働時間の短いものが多く、8時間が62.9%、8時間未満が32.9%となっており、8時間をこえるものは4%である。サービス業は8時間のものが半分、8時間未満が約3割、8時間をこえるものが約2割となっている。最も労働時間が長いのは卸売業・小売業で、8時間、8時間未満ともに約3割、8時間をこえるものは4割である。

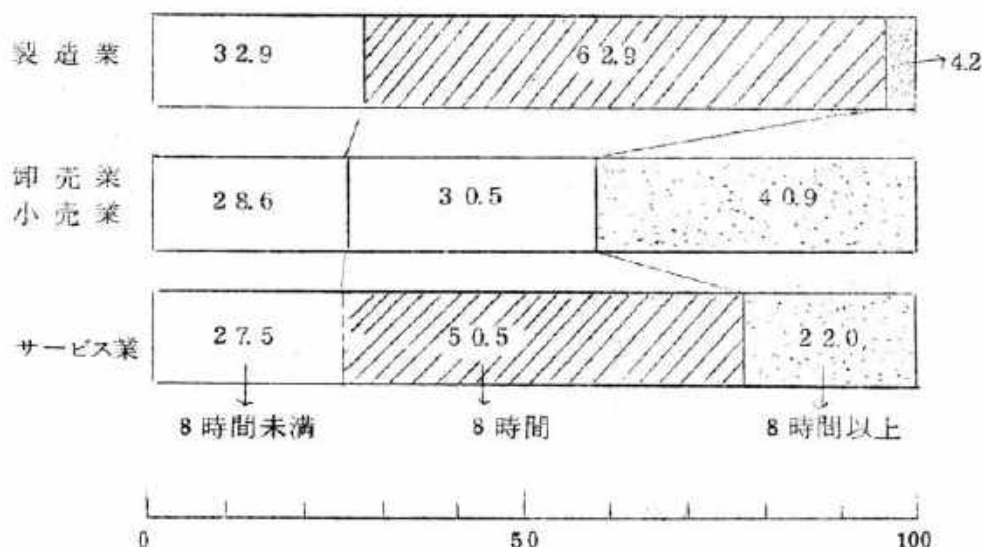
規模別にみると、規模が小さくなるほど労働時間が長くなっており、「30～99人」（製造業）では8時間をこえるものは2.9%であるが、「10～29人」では20.9%、「5～9人」は43.7%である（第14表）（第1図）。

第14表 産業、規模および所定労働時間
分布別年少者のいる事業所の割合

(%)

産 業 ・ 規 模		計	7 時 間 未 満	7.00～ 7.59	8 時 間	8.01～ 8.59	9 時 間 以 上
計		100 (1012)	4.0	25.8	49.3	6.9	13.9
産 業	製 造 業	100	0.5	32.4	62.9	3.1	1.1
	卸売業・小売業	100	5.4	23.2	30.5	14.1	26.8
	サ ー ビ ス 業	100	6.7	20.8	50.5	4.8	17.2
規 模	30 ～ 99人	100	0.7	35.6	60.5	2.2	0.7
	10 ～ 29人	100	3.4	24.0	51.8	8.7	12.0
	5 ～ 9人	100	9.4	18.4	27.8	7.9	35.8

第1図 産業および所定労働時間分布別年少者のいる事業所の割合 (%)



18才未満の年少者のいる事業所の平均労働時間をみると、就業規則などで定めているものは労働時間が短く、慣行上きめているもののほうが長くなっており、第15表に示すとおり、「就業規則などによって定めているもの」は8時間5分に対し、慣行上「ほぼ一定しているもの」は8時間27分、「不定のもの」は8時間48分である。

(第15表)

第15表 年少者のいる事業所の平均所定労働時間

		平均所定労働時間
就業規則などによって定めているもの		8時間05分 (711)
慣行上	ほぼ一定	8.27 (116)
	不定	8.48 (185)

調査対象となった全事業所のなかで、18才未満のものに対しては、成人労働者（20才以上）よりも労働時間を短縮等の配慮をしているものは30.6%で、その内訳をみると通学者に対して配慮しているものが多く17.3%（時間短縮15.6%、昼間部、早番専門1.7%）つぎが労働時間を短くしているもので11.1%である。18～19才の労働者に対して労働時間の短縮等をしているものは18才未満よりも少なく15.4%で、その内訳は18才未満と同じような傾向がみられ、通学者に対する配慮が多く（9.3%）、つぎが労働時間を短くしているもの（5.7%）である。

要するに、18才未満のものの労働時間について成人の労働者よりも短縮するなどの配慮をしているものは約3割にすぎず、残り約7割は何の配慮もしていないわけである（第16表）（附表6）。

第16表 青少年に対する労働時間短縮等の配慮の有無別事業所の割合

		18才未満 のいるもの	18～19才 のいるもの
計		100% (1012)	100% (1665)
配 慮 し て い る	小 計	30.6	15.4
	労働時間を短くしている	11.1	5.7
	交替制の昼間部、時差勤務制 の早番専門にしている	4.3	2.0
	通学者に対して { 時間を短くしている 昼間、早番専門 にしている	15.6	8.3
		1.7	1.0
そ の 他		5.2	2.2
配 慮 し て い な い		69.4	84.6

註 「配慮している」については一事業所で二以上回答しているものがあるので各項目の合計は小計と一致しない。

事業所の所定労働時間分布別に18才未満の年少者に対する労働時間短縮等の配慮についてみると、「8時間以上」が配慮しているものが多く41.5%、つぎが「8時間未満」で32%、「8時間」は24.9%である。配慮している場合の内訳をみると、「8時間未満」と「8時間以上」では労働時間を短くしているものが多く、それぞれ22%、19.1%である。通学者に対して時間を短くしているものは比較的多く、「8時間」では16%、「8時間未満」は15.3%、「8時間以上」は15.2%となっている。交替制の昼間部、時差勤務制の早番専門にしているものは、「8時間以上」に比較的多くっており5.9%である(第17表)。

第17表 所定労働時間分布および18才未満の年少者への労働時間短縮等の配慮の有無別事業所の割合

		計	8時間未満	8時間	8時間以上	
計		100% (1012)	100% (269)	100% (507)	100% (236)	
配 慮 し て い る	小計	30.6	32.0	24.9	41.5	
	労働時間を短くしている	11.1	22.0	5.5	19.1	
	交替制の昼間部、時差勤務制の早番専門にしている	4.3	4.5	3.6	5.9	
	通学者に対して	時間を短くしている	15.6	15.3	16.0	15.2
		昼間、早番専門にしている	1.7	1.9	1.4	2.0
その他		5.3	5.9	3.2	13.1	
配慮していない		69.4	68.0	75.1	58.5	

由 第16表(参照)

4 残 業

(1) 残業の有無

年少労働者の残業の状況についてみると、全く残業をさせていないと答えたものは58.4%（事業所残業なし18.6%、年少者は残業除外39.8%）である。所定労働時間との関係を見ると、労働時間が短いもののほうが残業をさせていないというものが多くなっており、「8時間未満」7.8%、「8時間」57.6%、「8時間以上」は49.2%である。事業所の残業がよくあり年少者の残業もよくあるのではないかとみられるものが、11%ある。所定労働時間別の残業の傾向を見ると、大まかにいって労働時間が長い事業所のほうが年少者によく残業させているとみられるものが多く、「8時間未満」では7.8%であるが、「8時間」では12.6%、「8時間以上」では11%となっている（第18表）（第2図）。

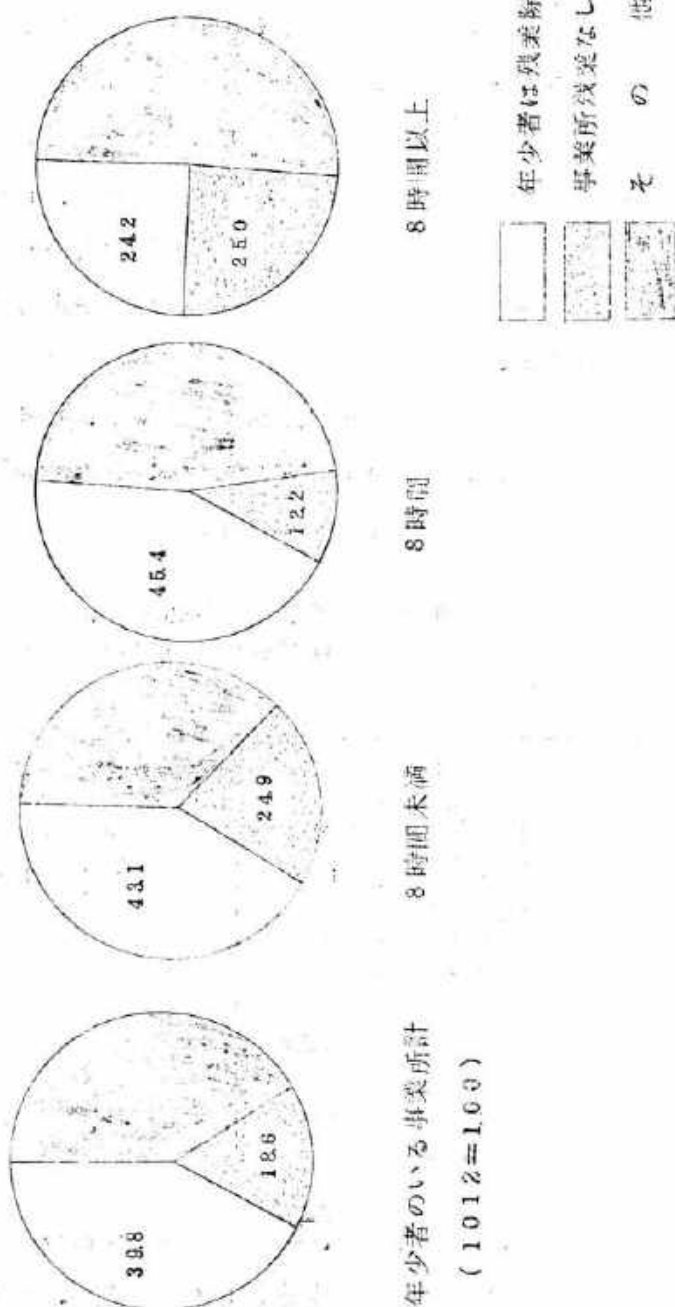
第18表 所定労働時間分布、および残業の有無別年少者のいる事業所の割合

	事業所 残 業 あ り					(%)
	計	よくある	時々ある	たまにある	年少者は除 外	事業所 残 業 な し
計	100 (1012)	11.0	14.7	15.9	39.8	18.6
8時間未満	100	7.8	12.3	11.9	43.1	24.9
8 時 間	100	12.6	16.8	13.0	45.4	12.2
8時間以上	100	11.0	13.1	26.7	24.2	25.0

残業が多い時期は、調査事業所全体についてみると、製品納入期（20.2%）、盆・暮等（13.5%）で、つぎが「仕事ははかどらな

第2図 所定労働時間別事業所残業の有無別年少者のいる事業所の割合

(%)



いとき、遅れたとき」(9.2%)、「決算・棚卸のとき」(5.5%)である(第19表)。このうち年少者がいる事業所だけについてみる

第19表 残業の時期

残 業 の 時 期 等		調査事業所
計		100% (1900)
時 期 的 な も の	小 計	48.0
	盆 暮 など	13.5
	製 品 納 入 期	20.2
	決 算 ・ 棚 卸 の 時 刻	5.5
	そ の 他	13.4
仕事がかどらないとき、遅れたとき		9.2
特にどういうときということはない		8.2
そ の 他		16.5
残 業 な し		21.2

但し 一事業所で二項目以上回答しているものがあるので、各項目の合計が「計」と一致しない。

と、事業所としては残業があるが、年少者に残業をさせないことにしているものが約4割で、年少者の残業があると見られる事業所の残業の時期についてみると、製品納入期、盆暮など時期的なものが23.2%で最も多くなっている。事業所の所定労働時間別分布でみると、労働時間が長くなるほど時期的に年少者も残業があるとみられるものが多くなり、「8時間未満」では19.3%、「8時間」は22.7%、「8時間以上」28.8%である(第20表)(附表7)。

第20表 所定労働時間分布、残業の時期別事業所の割合

(%)

	事業所 残業 あり						事業所 残 業 な し
	計	時 期 的 な も の	仕事は かどらな い時など	特にどう いう時と いうこと はない	そ の 他	年 少 者 は 除 外	
計	100 (1012)	23.2	4.4	4.7	11.0	39.8	18.6
8時間未満	100	19.3	4.1	2.6	6.3	43.1	24.9
8 時 間	100	22.7	5.5	5.1	10.8	45.4	12.2
8時間以上	100	28.8	2.5	6.4	16.5	24.2	25.0

注 第19表参照

(2) 残業の増減

一年前にくらべて残業が多くなったかどうかについて質問したところ、「かわらない」と答えているものが半分であるが、「多くなった」というものもかなりあり18.2%である。

産業別にみると、残業が多くなったものは卸売業・小売業に多く28.1%で、「少なくなった」というもの(21.5%)よりその割合が多くなっている。

規模別では残業が多くなったものは「5～9人」に多く28.9%である。

事業所の所定労働時間別にみると、「8時間未満」のものが残業が多くなっている(第21表)

(3) 年少労働者に対する配慮

残業のある事業所について、とくに18才未満の年少労働者に対しては成人労働者と区別して何らかの配慮の有無についてみると、「配慮しているもの」が73.4%で、その内訳をみると残業から除外して

第21表 産業、規模、所定労働時間および残業の増減別事業所の割合

(%)

	計	多くなった	かわらない	少くなった	その他
計	100 (1064)	18.2	50.1	27.6	4.1
製造業	100	20.4	51.9	26.3	1.4
卸売業・小売業	100	28.1	41.4	21.5	9.0
サービス業	100	4.5	59.1	35.8	0.6
規模					
30～99人	100	17.4	56.2	26.4	—
100～299人	100	14.8	51.2	30.7	3.3
300人以上	100	28.9	43.1	19.0	9.0
所定労働時間					
8時間未満	100	23.3	42.2	30.0	4.5
8時間	100	17.4	51.6	27.8	3.2
8時間以上	100	14.8	54.9	24.8	5.5

注 残業のある事業所数は1064である。

いるものが最も多く48.9%、つぎが定時制等通学者と残業から除外しているもので16.5%となっている。

「18～19才」の者に対して成人労働者と区別して何らかの「配慮をしているもの」は34.3%で、18才未満の年少者にくらべると配慮しているものがいちじるしく少ない(第22表)(附表8)。

第22表 青少年に対する残業の配慮の有無
別事業所の割合

		18才未満のいるもの	18～19才のいるもの
計		100 (824) %	100 (1327) %
配 慮 し て い る	小 計	73.4	34.3
	残 業 か ら 除 外	48.9	12.5
	時 間 ・ 日 数 を 短 縮	14.7	13.1
	定時制等通 学者に対して	残業除外 16.5	8.1
		時間等短縮 4.1	2.6
	そ の 他	3.4	2.5
配 慮 し て い な い		26.6	65.7

注 (1) 「配慮している。」については、一事業所で二以上回答しているものがあるので各項目の合計は小計と一致しない。

(2) 残業のある事業所だけを対象としている。

残業のある事業所のなかで、年少者がいるものについて所定労働時間分布別に年少者に対する残業の配慮の状況についてみると、労働時間が短いもののほうが配慮しているものが多い。すなわち、「8時間未満」では81.2%、「8時間」は73%、「8時間以上」では53.1%が、年少者に対して配慮しており、その内訳をみると残業から年少者を除外しているものが多く、「8時間未満」57.4%、「8時間」51.5%、「8時間以上」32.8%となっている（第23表）。

第23表 所定労働時間分布および年少者（18才未満）への残業の配慮別事業所の割合

(%)

		計	8 時間 未 満	8 時間	8 時間 以 上
計		100 (824)	100 (202)	100 (445)	100 (177)
配 慮 し て い る	小 計	73.4	81.2	78.0	53.1
	残 業 か ら 除 外	48.9	57.4	51.5	32.8
	時 間 ・ 日 数 を 短 縮	14.7	15.3	16.0	10.7
	定時制等通学者に対して	16.5	18.8	15.3	16.9
	残業を除外 時間等短縮	4.1	3.0	4.9	3.4
	そ の 他	3.4	3.5	4.0	1.7
配 慮 し て い な い		26.6	18.8	22.0	46.9

(注) 第22表(注)参照

産業別にみると、残業について年少者には何らかの配慮をしているものは製造業に多く（81.4％）、つぎが卸売業・小売業（67.2％）サービス業（57.9％）となっている。配慮の内容をみると、年少者は残業から除外しているものが多く、製造業—62.4％、卸売業・小売業—40.0％、サービス業—38.9％である（第24表）。

第24表 産業および年少者（18才未満）への
残業の配慮の有無別事業所の割合

(%)

		計	製造業	卸売業 小売業	サービス業	
計		100 (824)	100 (349)	100 (195)	100 (280)	
配 慮 し て い る	小計	73.4	81.4	67.2	57.9	
	残業から除外	48.9	62.4	40.0	38.9	
	時間・日数を短縮	14.7	9.7	16.4	19.6	
	定時制等通学者に対して	{ 残業を除外 時間等を短縮	16.5	14.6	23.1	14.3
			4.1	4.3	5.6	2.9
その他	3.4	2.3	3.1	5.0		
配慮していない		26.6	18.6	32.8	32.1	

注 第22表参照

規模別にみると、規模の大きいものほど年少者（18才未満）の残業について配慮しているものが多くなっており、「30～99人」では89.7％、「10～29人」は68.9％、「5～9人」では60％

である。この内容をみると、「年少者（18才未満）は残業から除外している」ものが多く「30～99人」71.2%、「10～29人」40.6%、「5～9人」36.7%となっている（第25表）

第25表 規模および年少者（18才未満）への残業の配慮の有無別事業所の割合

(%)

		計	30～ 99人	10～ 29人	5～9人	
計		100 (824)	100 (242)	100 (431)	100 (150)	
小計		73.4	89.7	68.2	60.0	
配 慮 し て い る	残業から除外	48.9	71.2	40.6	36.7	
	時間・日数を短縮	14.7	8.2	18.6	14.0	
	定時制等通学者に対して	残業を除外	16.5	15.2	17.6	15.3
		時間等を短縮	4.1	5.3	3.9	2.7
	その他	3.4	1.6	3.9	4.7	
配慮していない		26.5	10.3	31.1	40.0	

注 第22表参照

5 所定休日

(1) 従業員の休日

調査事業所における従業員の休日は、労働協約、就業規則、内規等によってきめている事業所は90.2%を占めており、特に規則等では定めていないが、慣行上はほ一定の日数の休日があると答えた事業所

が9.2%、慣行上でも不定又は休日がはっきりしないと回答したものは0.6%にすぎない。産業別にみると製造業は就業規則等で一定の休日を定めているものの割合が多く(96.0%)卸売業・小売業(88.5%)サービス業(86.3%)はやや少なくなっている。不定又は休日がはっきりしないと答えた事業所は、製造業では全くみられなかったが、サービス業に1.2%、卸売業・小売業に0.7%みられた。

規模別にみると、「30～99人」(製造業)では、休日の定めある事業所は98.3%「10～29人」では89.3%「5～9人」では85.7%と規模が小さくなるほどその割合は少ない(第26表)

第26表 産業・規模および所定休日
の定め方別事業所の割合

(%)

産業・規模		計	労働協約・就業規則などによる定めあり	慣行上		不定又は不明
				ほぼ一定	日数のみほぼ一定	
計		(1,900) 100	90.2	5.5	3.7	0.6
産業	製造業	(596) 100	96.0	3.0	1.0	—
	卸売業 小売業	(773) 100	88.5	7.0	3.8	0.7
	サービス業	(531) 100	86.3	6.0	6.6	1.2
規模	30～ 99人	(363) 100	98.3	1.1	0.6	—
	10～ 29	(1,118) 100	89.3	5.6	4.7	0.5
	5～9	(419) 100	85.7	8.8	3.8	1.6

- ② 1) 慣行上「ほぼ一定」とは時期及び日数がほぼ一定のもの。
 2) 「日数のみほぼ一定」とは時期は不定だが日数はほぼ一定しているもの。
 3) ()内は実数

休日が「一定又はほぼ一定している事業所」は95.7%を占めているが(第26表)、これを年少者(18才未満)のいる事業所の日数についてみると、約9割の事業所が週休で、週休を下回る事業所は9.3%である。又週休を超えるものがわずかにみられた(0.2%)。製造業では週休としている事業所は97.7%を占めているが、サービス業89.4%卸売業・小売業76.8%とその割合は少なくなっている。週休を下回る事業所は卸売業・小売業に多く18.8%みられ、サービス業でも9.4%とやや多いが、製造業では1.8%にすぎない。規模別では「5～9人」の事業所の休日が少なく、週休を下回るものが18.4%ある(「10～29人」9.8%「30～99人」1.1%)(第27表)(第3図)。

第27表 産業、規模および休日の日数
別年少者のいる事業所の割合

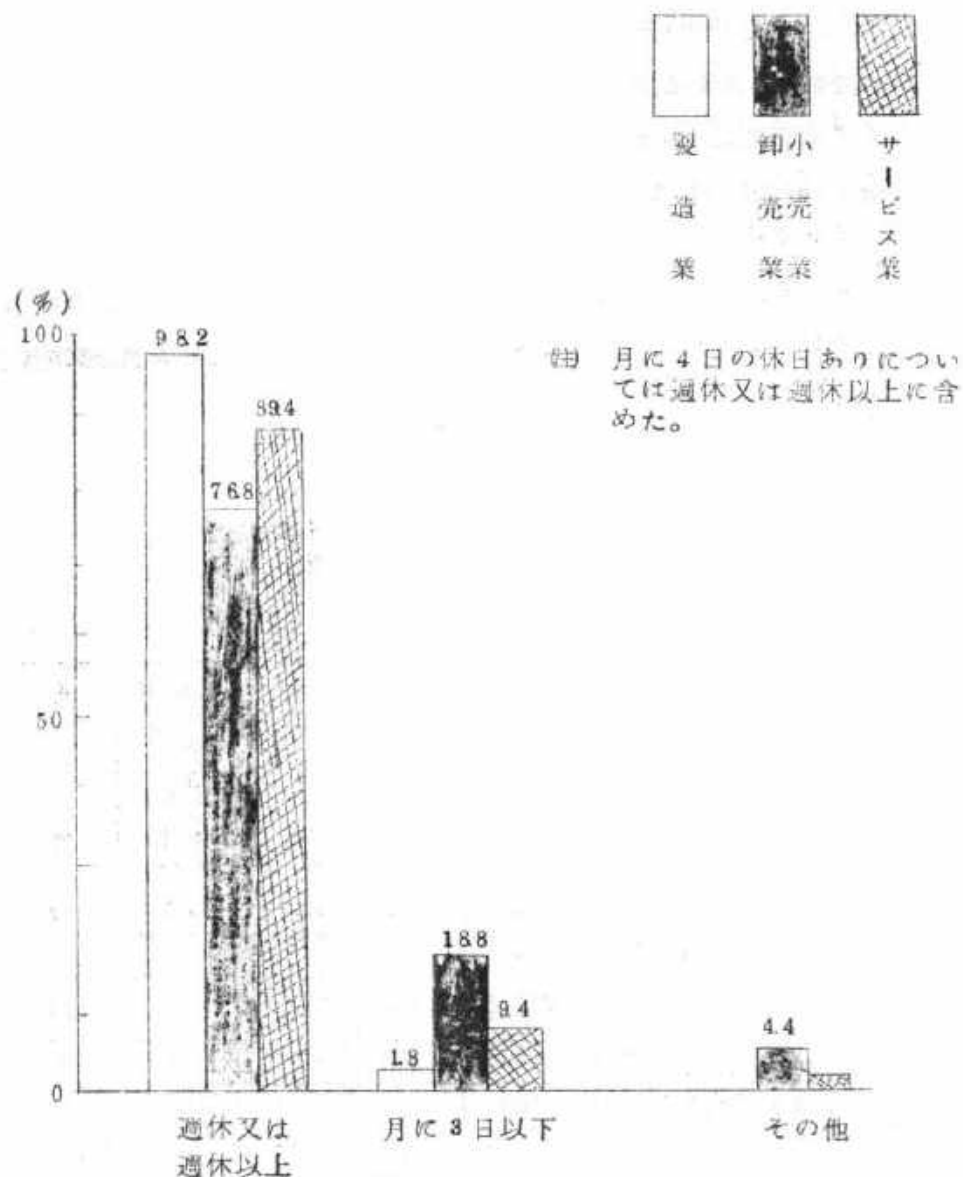
(%)

		計	週休3日未満	週休	週休を5日以上 を超える	その他
総数		100(1,012)	9.3	88.8	0.2	1.7
産業	製造業	100(383)	1.8	97.7	0.5	—
	卸売業 小売業	100(298)	18.8	76.8	—	4.4
	サービス業	100(331)	9.4	89.4	—	1.2
規模	30～99人	100(261)	1.1	98.1	0.8	—
	10～29	100(550)	9.8	88.5	—	1.7
	5～9	100(201)	18.4	77.6	—	4.0

注(1) 週休の中には一月を遡算して4日休日のものも含まれる。

(2) ()内は実数

第3図 産業および休日の日数別事業所の割合



(2) 休日の与え方

調査事業所における休日の与え方をみると、一斉に休ませているものは78.8%、一斉に休ませることもあるが交替で休ませることもあるものが9.7%、事業所は休業しないで従業員を全て交替で休ませるものが11.4%となっている。

産業別にみると、製造業で4.8%の事業所が「一斉休日」となっているがサービス業は71.8%、卸売業・小売業では71.3%である。卸売業・小売業では「一部一斉休日」の事業所の割合が目立ち16.7%（製造業2.9%、サービス業7.3%）である。サービス業では、全従業員交替で休日をとる事業所が多く20.7%を占めている（製造業2.3%、卸売業・小売業11.9%）（第28表）。

第28表 休日の与え方別事業所の割合

(%)

		計	一 斉 休 日	一 部 一 斉 休 日	全 員 交 替 休 日	休 日 な し
総 数		100(1900)	78.8	9.7	11.4	0.1
産 業	製 造 業	100(596)	94.8	2.9	2.3	—
	卸 売 業	100(773)	71.3	16.7	11.9	0.1
	小 売 業	100(531)	71.8	7.3	20.7	0.2
	サービス業	100(531)	71.8	7.3	20.7	0.2
規 模	30～99人	100(363)	95.6	1.9	2.5	—
	10～29	100(1,118)	75.5	10.9	13.5	0.1
	5～9	100(419)	73.0	13.4	13.4	0.2

注 ()内は実数

⑬ 年少労働者に対する配慮

年少労働者のいる事業所の所定休日が、週休を下回る事業所（9.3%）について、年少労働者に対して 休日の日数をあやすなどの配慮をしているかどうか聞いたところ、「していない」というものが圧倒的に多い。週休、週休を上回る事業所（89.0%）で年少者に対してとくに休日について配慮している事業所がわずかではあるが 0.6% みられた（第29表）（附表9）。

第29表 事業所の所定休日および年少者に対する休日の配慮の有無別事業所の割合

(%)

	計	配 慮 している	配 慮 し ていない	そ の 他
総 数	100(1,012)	1.3	96.4	2.3
週 休 未 満	100(94)	8.5	91.5	—
週 休 又 は 週 休 以 上	100(901)	0.6	97.2	2.2
そ の 他	100(17)	—	17.6	82.4

出 ()内は実数

6 休 日 出 勤

(1) 休日出勤の有無

休日を出勤日とすることのある事業所の有無についてみると、「あり」と答えた事業所が55.6%「なし」が44.4%となっている。休日出勤する頻度は「たまにある」が多く35.2%「時々ある」が14.2%となっており、「よくある」が6.2%みられた。休日出勤の理由についてみると、「製函納入期に関に合わせてため」（17.4%）

「盆や暮」(84%)が多い。

産業別にみると、休日出勤するものは製造業が多く(66.3%)卸売業・小売業(48.3%)、サービス業(52.9%)はやや少ない。規模別では、「30～99人」(製造業)が多く(71.1%)、小規模ほど少ない傾向がみられる(「10～29人」54.7%、「5～9人」44.4%)。休日の出勤があるという事業所について産業別に理由をみると、製造業では製品納入期(56.5%)が多く、卸売業・小売業、サービス業では理由が不明確なものが多いがこれを除くと、前者は盆暮、後者は製品納入期が多くなっている(附表10)。

(2) 休日出勤の際のふりかえ休日の有無

休日出勤することのある事業所ではふりかえ休日をもうけているものが約半数(49.6%)「もうける時もある」24.2%「もうけない」と答えたものが17%みられた。産業別にみると製造業(51.3%)卸売業・小売業(51.5%)ともに半数以上がもうけており、サ

第30表 産業、規模およびふりかえ
休日の有無別事業所の割合

		(%)				
		計	もうける	もうける時もある	もうけない	その他
総 数		100(1,055)	49.6	24.2	17.0	9.1
産 業	製 造 業	100	51.3	24.6	14.1	10.1
	卸売業・小売業	100	51.5	23.3	17.2	8.0
	サービス業	100	44.8	24.9	21.0	9.3
規 模	30～99人	100	50.4	22.9	15.9	10.9
	10～29	100	48.7	24.8	18.3	8.2
	5～9	100	51.6	24.2	14.5	9.7

(注) ()内は実数

ービス業が若干少ない(44.8%)。

ふりかえ休日をもうけない事業所は、サービス業が多く(21%)、つぎが卸売業・小売業(17.2%)で、製造業は比較的少ない(14.1%)。規模別では、もうけている事業所は「30～99人」(製造業)で50.4%「10～29人」で48.7%「5～9人」で51.6%となっており規模による差異はあまりみられない。(第30表)。

(3) 休日出勤の増減

休日出勤のある事業所について1年前にくらべて多くなったかどうか聞いてみると「かわらない」と答えたものが過半数を占め(65.4%)、「少なくなった」と回答したものが27.6%みられた。産業別では「かわらない」と答えたものは卸売業・小売業に多く(製造業60.8%、卸売業・小売業76.0%、サービス業58.7%)「少なくなった」と答えたものは、サービス業に多い(製造業28.9%、卸売業・小売業19.7%サービス業35.5%)(第31表)。

第31表 産業、規模および休日出勤
の増減別事業所の割合

(%)

		計	多 な っ た	か な わ ら い	少 な な っ た	そ の 他
総 数		100(532)	5.6	65.4	27.6	1.3
産 業	製 造 業	100	9.8	60.8	28.9	0.5
	卸売業・小売業	100	2.7	76.0	19.7	1.6
	サ ー ビ ス 業	100	3.9	58.7	35.5	1.9
規 模	30 ～ 99人	100	10.9	58.6	29.7	0.8
	10 ～ 29	100	4.1	65.9	29.0	1.0
	5 ～ 9	100	3.3	73.3	20.0	3.3

注 ()内は実数

(4) 年少労働者に対する配慮

休日出勤のある事業所で18才未満年少労働者に対する休日出勤の配慮の有無についてみると、「無配慮」と答えたものが45.1%である。「配慮している」事業所(54.9%)についてその実情をみると、年少者を休日出勤から除外しているものが多く(44.4%) 休日出勤の日数を少なくしたり時間を短縮している(6.4%) ふりかえ休日を設けている(3.1%)の順になっている。産業別にみると、年少者に休日出勤に対する配慮をしている事業所は製造業に多い

第32表 18才未満年少者に対する休日出勤
の配慮の有無別事業所の割合

(%)

		計	配 慮 し て い る				配慮し ていない	
			小 計	除外し ている	日数・時 間の短縮	振替を 設ける		その他
総 数		(295) 100	54.9	44.4	6.4	3.1	1.0	45.1
産 業	製 造 業	(122) 100	69.3	62.6	2.4	3.3	—	31.7
	卸 売 業	(61) 100	39.3	19.7	13.1	4.9	1.6	60.7
	小 売 業	(111) 100	38.6	37.8	7.2	1.8	1.8	51.4
	サ-ビス業	(111) 100	38.6	37.8	7.2	1.8	1.8	51.4
規 模	30～99人	(85) 100	75.3	68.2	2.4	4.7	—	24.7
	10～29	(170) 100	49.5	36.5	8.8	2.4	1.8	50.6
	5～9	(40) 100	35.0	27.5	5.0	2.5	—	65.0

注 () 内は実数

(69.3%)。その実情をみると年少者を休日出勤から除外しているのは製造業に多く(62.6%)サービス業は比較的多いが(37.8

%)、卸売業・小売業は少ない(19.7%)。卸売業・小売業は日数を少なくしたり時間を短縮している事業所が比較的多くなっている(卸売業・小売業13.1%、製造業2.4%、サービス業7.2%)。規模別では、何らかの配慮をしている事業所は「30~99人」(製造業)に多く(75.3%)小規模ほどその割合は少なく、「10~29人」49.5%「5~9人」35%となっている(第32表)(附表11)。

7 割増賃金等

残業や休日出勤のある事業所について時間外労働に対する手当の支給方法をみると、「時間に応じて割増賃金を支給する」と答えた事業所が多いが(69.4%)、「現物支給する」(8%)「定額を支給する」(6.5%)、「つかみ勘定で支給する」(6.5%)もかなりある。「手当を支給していない」と答えた事業所が6%ある。産業別では、製造業は殆どどの事業所が「時間に応じて支給」しており(98.1%)サービス業(63.5%)卸売業・小売業(50.0%)でも半数以上が時間に応じて割増賃金を支給している。卸売業・小売業では「定額を支給する」(18.1%)「つかみ勘定で支給する」(10.8%)事業所がやや多い傾向がみられる。規模別では、時間に応じて割増賃金を支給する事業所は規模が大きい程その割合が多い(「30~99人」(製造業)97.3%「10~29人」68.2%「5~9人」42.3%)(第33表)。

時間に応じて割増賃金を支給する事業所について割増率をみると、10時までの割増率2割5分の事業所が半数以上で(55.5%)、2割5分を下回るものが、10.4%みられた。産業別では、割増率2割5分の事業所は、製造業84.0% サービス業47.2% 卸売業・小売業33.0%の順になっている。又2割5分以下の事業所の割合は卸売業・小売業(14.4%)サービス業(12.0%)に多く、製造業は少ない(5.3%)

規模別では、2割5分支給の事業所は規模の大きい事業所に多い(「30~99人」(製造業)85.6%「10~29人」55.2%「5~9人」

第33表 産業、規模および時間外手当の支給方法別事業所の割合

(%)

総 数	計	時間に応じ て支給する	現物支給 する	一定額を 支給する	つかみ勘定 で支給する	支給せず	その他
産 業	(1,528) 100	69.4	8.0	9.9	6.5	6.0	7.3
	(551) 100	93.1	5.1	1.6	0.9	1.5	3.6
	(536) 100	50.0	9.3	18.1	10.3	9.0	10.3
	(441) 100	63.5	10.2	10.2	9.1	8.2	8.2
規 模	(341) 100	97.3	5.0	0.6	—	0.9	4.1
	(871) 100	68.2	9.2	10.4	7.0	5.6	7.6
	(316) 100	42.3	8.2	18.3	12.3	12.7	9.8

出 (1) 同一事業所にて2種以上の運動方式をとっている場合があるので計は100をこえる。

(2) () 内は実数

23.7%)。2割5分を下回るものは、規模の大きい事業所は少なく、「30～99人」(製造業)7.0%、「5～9人」13.9%、「10～29人」10.4%となっている。(第34表)(附表12)。

第34表 産業、規模および時間に応じて支給する時間外手当の割増率(10時まで)別事業所の割合

(%)

		計	～2割5分	2割5分	2割5分～
総 数		(1061) 69.4	10.4	55.5	3.5
産 業	製 造 業	(513) 93.1	5.3	84.0	3.8
	卸 売 業 小 売 業	(268) 50.0	14.4	33.0	2.6
	サ ー ビ ス 業	(280) 63.5	12.0	47.2	4.3
規 模	30 ～ 99人	(332) 97.3	7.0	85.6	4.7
	10 ～ 29	(595) 68.2	10.4	55.2	2.6
	5 ～ 9	(134) 42.3	13.9	23.7	4.7

注 ()内は実数

8 年次有給休暇制度の有無

年次有給休暇制度のある事業所の割合は、約半数を占めている(55.2%)。産業別では、製造業が多く(81.4%)、サービス業(46.7%)卸売業・小売業(40.9%)の順となっている。規模別では、規模の大きい事業所ほどその割合が多くなっている(「30～99人」(製造業)89.3%「10～29人」53.1%「5～9人」31.3%)(第35表)(第4図)

第 3 5 表 産業、規模および年次有給休暇制度の有無別事業所の割合

(%)

		計	年休制度あり	年休制度なし
総 数		100 (1900)	55.2	44.8
産 業	製 造 業	100 (596)	81.4	18.6
	卸売業・小売業	100 (778)	40.9	59.1
	サ ー ビ ス 業	100 (531)	46.7	53.3
規 模	30 ～ 99 人	100 (863)	89.3	10.7
	10 ～ 29	100 (1118)	53.1	46.9
	5 ～ 9	100 (419)	31.3	68.7

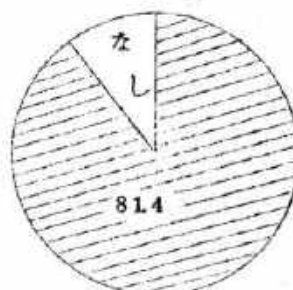
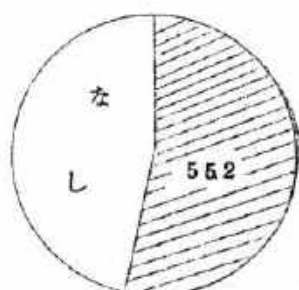
(注) () 内は実数

第 4 図 産業および年次有給休暇制度の有無別事業所の割合

総 数

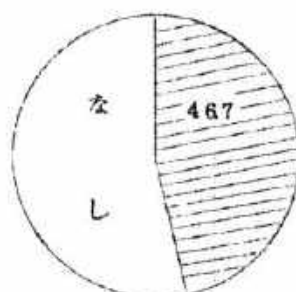
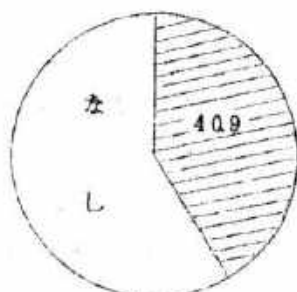
製 造 業

(%)



卸売業・小売業

サービス業



年
給
制
度
あ
り

第36表 産業、規模および勤続年数による年次有給休暇の日数別事業所の割合

(%)

	計	勤続年数1年未満				勤続年数1年以上2年未満				年数関係なく一律に与える	
		計	5日未満	6日以上	なし	計	6日未満	7日以上	不明		
総数	(1049) 100	874	169	16.1	54.4	874	52	81.5	0.7	12.6	
産業	製造業	(485) 100	94.2	9.6	19.0	65.6	94.2	3.1	90.7	0.4	5.8
	卸売業・小売業	(316) 100	82.9	33.2	11.7	38.0	82.9	8.5	72.8	1.6	17.1
	サービス業	(248) 100	79.8	10.1	16.1	53.5	79.8	5.2	74.6	—	20.2
	30～99人	(324) 100	96.0	10.2	17.9	67.9	96.0	1.8	94.1	0.6	4.0
規模	10～29	(549) 100	85.9	21.1	16.0	48.8	85.9	7.1	78.8	0.5	14.1
	5～9	(131) 100	73.8	14.5	12.2	46.6	73.8	6.9	64.9	1.5	26.7

注(1) 勤続年数によって有給休暇を与えている事業所

(2) ()内は実数

制度のある事業所について休業日数等の内容についてみると、勤続年数1年未満の者に対しても33.0%の事業所が与えていると回答している。勤続年数が1年以上2年未満の者については、6日未満5.2%、6日以上81.5%の割合となっており、勤続年数に関係なく一律に与えている事業所が12.6%みられた。産業別では、1年未満については、与えている事業所は、卸売業・小売業に多く(44.9%)、1年以上2年未満については、製造業の割合が多い(93.8%)(第36表)(付表13)。

年次有給休暇制度のない事業所は、44.8%で、産業別にみると卸売業・小売業に多い(59.1%)。規模別では小規模ほど年次有給休暇制度のないものが多い(「5～9人」68.7%)(第36表)(付表13)。

「年次有給休暇制度はない」と答えた事業所について、年間の休暇の与え方を聞いたところ、慣行的に年間休日を与えている事業所が多く

第37表 産業、規模および年次有給休暇制度のない事業所における年間休日日数別事業所の割合

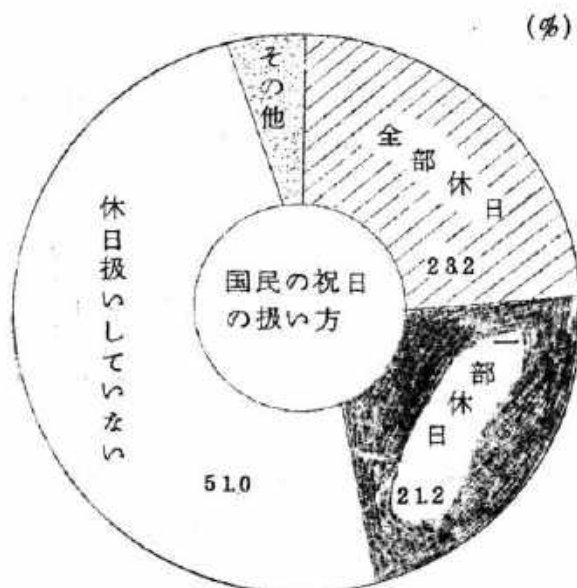
(%)

		計	年 間 休 日 あ り				特に休日を与えていない
			小計	6日未満	6日以上	不明	
総 数		100(851)	86.8	25.7	54.5	6.6	13.2
産 業	製 造 業	100(111)	91.0	14.4	74.8	1.8	9.0
	卸売業・小売業	100(457)	85.8	31.3	46.8	7.7	14.2
	サービス業	100(283)	86.9	21.2	59.0	6.7	13.1
規 模	30～99人	100(39)	94.9	10.3	79.5	5.1	5.1
	10～29	100(524)	86.1	26.1	52.3	7.7	13.9
	5～9	100(288)	87.2	27.1	50.2	4.9	12.8

(注) ()内は実数

(86.8%)、とくに年間休日は与えていないが13.2%みられた。年間休日の日数を産業別でみると、6日以上の日を与えているものは製造業に多い。とくに休日を与えていない事業所は製造業が9.0%、卸売業・小売業、サービス業とも、1.3%前後ある(第37表)(附表14)。

国民の祝日の扱い方をみると、休日扱いにしない事業所は約半数あり、全部休日扱いにしている事業所は28.2%、一部休日としているものが21.2%ある。産業別、規模別にみても大きな格差はない。(第5図)(附表15)。



10 その他

本調査の実施に際し、参考までに単身従業員の住宅事情及び青少年の定期給与額の実情について調査したので掲載しておく。

(1) 単身従業員の住宅の実情

イ 調査事業所に雇用される単身従業員 19,210 人の住宅事情についてみると、単身者のための寮又は寄宿舎があると答えた事業所は 30.7% である。寮などの建設に際しての資金の状況をみると、自己資金又は民間融資により建てたものが多く (27.5%)、政府、地方公共団体の融資を受けたと答えた事業所は 3.2% にすぎない。雇用主と同居いわゆる住込は 3割みられる (30.6%)。産業別にみると、単身用給与住宅は製造業に多く (39.1%)、住込はサービス業 (42.6%) や卸売業・小売業に多い (35.6%)。

規模別にみると規模の大きいものほど単身者住宅があるものが多く (「30～99人」製造業 45.5%、「10～29人」31.7%、「5～9人」15.4%)、住込の割合は逆に規模の小さいものに多い (「30～99人」(製造業) 9.5%、「10～29人」33.5%、「5～9人」41.2%) (第3号表-1) (第38号表-2)。

第38表-1 産業、規模および事業所における単
身用給与住宅の実情別事業所の割合

(%)

		計	単 身 用 給 与 住 宅			
			小 計	政 府 資 金	自 己 資 金	民 間 融 資
				自 社 単 独	他 社 共 同	
総 数		100(1,886)	30.7	2.9	0.3	27.5
産 業	製 造 業	100(591)	39.1	3.5	0.7	34.9
	卸売業・小売業	100(765)	25.3	3.1	0.1	22.1
	サービス業	100(530)	28.9	1.7	—	27.2
規 模	30 ～ 99人	100(358)	45.5	5.0	0.8	39.7
	10 ～ 29	100(1,113)	31.7	2.6	0.2	28.9
	5 ～ 9	100(415)	15.4	1.7	—	13.7

由 () 内は実数

第38表-2 産業、規模および住宅
の実情別事業所の割合

(%)

		計	雇用主 同 店	民間ア パート	役員 元 助	その他
総 数		100(1,886)	30.6	29.5	72.2	8.7
産 業	製 造 業	100(591)	13.5	31.3	80.9	8.0
	卸売業・小売業	100(765)	35.6	32.2	69.5	3.8
	サービス業	100(530)	42.6	23.8	66.2	9.4
規 模	30 ～ 99人	100(358)	9.5	41.6	93.6	9.5
	10 ～ 29	100(1,113)	33.5	29.3	74.4	9.1
	5 ～ 9	100(415)	41.2	19.8	48.4	7.0

注(1) 総数は従業員個々が実質的な対象となるので100を超える。

(2) () 内は実数

調査対象となった事業所に雇用される単身従業員の住居の表情をみると、事業所の寮又は寄宿舎に居る者は19.7%で、雇用主と同居(住込)している者12.2%、民間アパート8.6%、親元通勤57.0%となっている(第39表-1)(第39表-2)。

第39表-1 産業、規模および単身従業員の、
居住状況別単身者の割合

(%)

		計	単身用給与住宅			
			小計	政府資金		自己資金 民間融資
				自 社 単 独	他 社 共 同	
総数		100(19210)	19.7	2.3	0.1	17.3
産 業	製造業	100(9187)	20.8	2.3	0.1	18.4
	卸売業・小売業	100(5949)	16.8	2.9	—	13.9
	サービス業	100(4074)	20.7	1.1	—	19.6
規 模	30～99人	100(7462)	20.6	2.6	0.1	17.9
	10～29	100(9927)	20.3	2.1	0.1	18.1
	5～9	100(1821)	11.1	1.6	—	9.5

注 ()内は単身従業員の人数

第39表-2 産業、規模および単身従業員の
居住状況別単身者の割合

(%)

		計	共 寄 宿 舎	雇用主 同 居	民間ア パ ー ト	親 元 通 勤	その他
総 数		100(19,210)	19.7	12.2	8.6	57.0	2.6
産 業	製 造 業	100(9,187)	20.8	3.7	8.0	65.8	1.6
	卸売業・小売業	100(5,949)	16.8	15.9	10.1	53.9	3.3
	サ ー ビ ス 業	100(4,074)	20.7	26.0	7.9	41.5	3.9
規 模	30～99人	100(7,462)	20.6	1.9	8.7	67.4	1.3
	10～29	100(9,927)	20.3	15.5	8.8	51.9	3.4
	5～9	100(1,821)	11.1	36.3	7.0	42.0	3.6

出 () 内は単身従業員の実数

ロ 単身従業員のための住宅建設計画

単身者用給与住宅建設について調査事業所の今後の計画を聞いたところ、単身者用住宅を新設又は増設する計画があると答えた事業所は17.2%で、特に計画はない事業所が多い(82.8%)。現在とくに計画はないが、「建てたい気持はある」と答えた事業所が19.4%で、「特に建てたいと思わないもののほうが多い(40.8%)。産業別では、建設の計画のある事業所は製造業に多い、各産業とも約8割近くの事業所は「とくに計画はない」と答えている。規模別では、規模の大きい事業所は建設の計画があるというのが多く、とくに建てたいと思わないと答えた事業所は小規模に多い(「30～99人」(製造業)26.8%「10～29人」38.6%「5～9人」58.8%)(第40表)。

第40表 産業、規模および単身者用住宅建設
の今後の計画の有無別事業所の割合

(%)

	計	画				あ				り				計			画	な	し						
		計	現在単身用あり			現在単身用なし			小計	融	資	自	己	小計	融	資				自	己				
			小計	融	資	自	己	小計														融	資	自	己
総	数	100(1,886)	17.2	7.2	3.6	3.6	3.6	10.0	6.3	3.7	82.8	19.4	40.8	22.6											
産	製	造	業	100(591)	21.3	9.8	5.9	8.9	11.5	7.6	5.9	78.7	20.0	30.6	28.1										
	卸	売	業・小	売	業	100(765)	14.7	6.5	2.6	3.9	8.2	5.1	3.1	85.3	20.7	46.5	18.1								
	サ	ー	ビ	ス	業	100(530)	16.0	5.2	2.4	2.8	10.8	6.4	4.3	84.0	16.8	44.0	23.2								
規	3	0	～	9	9	人	100(358)	23.5	11.5	7.0	4.5	12.0	7.5	4.5	76.5	17.6	26.8	32.1							
	1	0	～	2	9		100(1,113)	18.1	7.8	3.7	4.1	10.3	6.8	3.5	81.9	19.6	38.6	23.7							
	5	～	9			100(415)	9.2	2.0	0.5	1.5	7.2	3.6	3.6	90.8	20.2	58.8	11.8								

建設計画のある事業所について建設資金の調達方法をみると、半数以上が融資を受けるとしており、自己資金で建てる事業所は約4割である。自己資金で建てるというものは規模の小さい事業所に多い（「30～99人」（製造業）38.1%「10～29人」42.1%「5～9人」55.3%）（第41表）。

第41表 産業、規模および単身者用住宅の
建設資金調達方法別事業所の割合

(%)

		計 画 あ り		
		計	融 資 による	自己資金
総 数		100	57.4	42.6
産 業	製 造 業	100	63.5	36.5
	卸売業・小売業	100	52.2	47.8
	サ ー ビ ス 業	100	55.3	44.7
規 模	30 ～ 99人	100	61.9	38.1
	10 ～ 29	100	57.9	42.1
	5 ～ 9	100	44.7	55.3

12) 青少年の定期給与額

調査事業所に働く20才未満の青少年の昭和42年7月における定期給与額は男子は1万7千円から2万5千円未満が約半数で、2万5千円以上も約1割ある。女子の定期給与額はいくぶん低く、1

第42表 性、年齢および定期給与額（昭和42年7月）別青少年労働者（20才未満）の割合

(%)

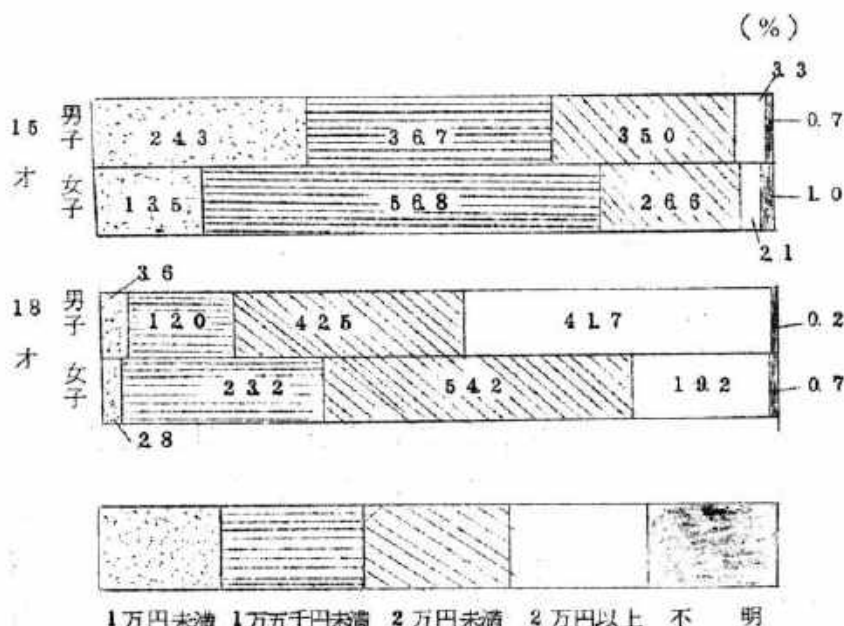
	計	1万円 未満	1万円 ～1万 3千円 未満	1万3千 円～1万 5千円 未満	1万5千 円～1万 7千円 未満	1万7千 円～2万 円未満	2万円 ～2万 5千円 未満	2万5千 円以上	不明
男子	計	(4,118) 100	(249) 6.0	(346) 8.4	(447) 10.9	(587) 15.7	(964) 23.4	(972) 23.7	(431) 10.5
	15～17才	(1,774) 100	(191) 10.8	(264) 14.9	(301) 17.0	(401) 22.6	(381) 21.5	(190) 10.7	(35) 2.0
	18～19才	(2,341) 100	(57) 2.4	(82) 3.5	(146) 6.2	(286) 12.2	(583) 24.9	(782) 33.7	(396) 16.9
女子	計	(3,354) 100	(142) 4.2	(377) 11.2	(602) 17.9	(733) 21.9	(685) 26.4	(529) 15.8	(65) 1.9
	15～17才	(1,021) 100	(89) 8.7	(208) 20.4	(242) 23.7	(229) 22.4	(159) 15.6	(59) 5.8	(7) 0.7
	18～19才	(2,333) 100	(53) 2.3	(169) 7.2	(340) 14.6	(504) 21.6	(725) 31.1	(470) 20.1	(33) 2.5

注 () 内は実数

万7千円から2万5千円未満は約4割で、2万5千円以上は1.9%にすぎない。18才未満においても女子は男子より定期給与額の低いものが多く、1万5千円以下は54.8%であるが、男子は42.7%である(第42表)。

なお中卒初任給とみられる15才の男女の定期給与額をみると、1万5千円以下のものが過半数を占めており、男子では61%、女子は70.3%である(第6図)。

第6図 昭和42年7月における年齢および定期給与額別青少年労働者の割合



(注) 定期給与額は毎月きまつて支給されるもので時間外給与を含みボーナスを除く。

小企業に働く年少者の労働時間等に関する調査

附 表

(附 表 1) 産 業、規 模 お よ び 各 種 機 構

		計	方 向 著 名 簿		年
			あ り	な し	18才未満のいる事業所数
産 業 規 模	総 数	(1,900) 100	881	119	(100) 53.3
	製 造 業	100	984	15	(100) 64.3
	卸 売 業 小 売 業	100	823	177	(100) 38.6
	サービス業	100	847	153	(100) 62.3
	30 ～ 99	100	992	08	(100) 71.9
	10 ～ 29	100	899	101	(100) 49.2
	5 ～ 9	100	735	265	(100) 48.0

の整備状況別事業所の割合

(%)

令 証 明		資 金 台 帳		就 業 規 則	
あ り	な し	あ り	な し	あ り	な し
(42.2)	(57.8)	94.8	5.7	65.4	34.6
(58.5)	(41.5)	98.8	1.2	84.2	15.8
(29.2)	(70.8)	92.8	7.2	56.1	43.9
(35.0)	(65.0)	91.5	8.5	57.8	42.2
(64.0)	(36.0)	98.3	1.7	83.5	16.5
(37.3)	(62.7)	95.6	4.4	68.6	31.4
(27.4)	(72.6)	87.4	12.6	41.3	58.7

(附表2) 雇業、規模および勤務の形態別事業所の割合

(%)

	計	通勤 常務	変 交				勤 務			
			交 交		時 制	差	小	二 部 制	三 部 制	そ の 他
			小 計	二 交 交						
総 数	(1,900) 100	84.8	6.9	5.4	1.1	0.4	5.2	6.4	1.1	0.7
雇 業	製造業	90.3	7.7	4.9	2.5	0.3	2.0	1.3	0.5	0.2
	卸売業 小売業	81.2	7.0	6.1	0.6	0.3	11.8	10.1	0.9	0.8
	サービス業	84.0	6.0	5.1	0.2	0.7	10.0	6.8	1.9	1.3
規 模	30人以上	87.3	10.5	6.1	3.9	0.5	2.2	1.4	0.6	0.2
	10～29	84.5	5.8	4.7	0.5	0.6	9.7	7.9	0.9	0.9
	5～9	83.5	6.9	6.7	0.2	—	9.5	6.9	1.9	0.7

注 ()内は実数

(附表 3) 産業、観光および拘束時間別事業所の割合

(%)

	計	小計	定				ば				一			不 定
			6:59 {	7:00 {	8:00 {	9:00 {	9:01 {	10:00 {	11:00 {	12:00 {				
総数	1,900	(1,883) 100	1.2	1.1	23.7	47.7	8.2	8.1	3.7	6.2				(17)
産業	製造業	596	—	1.2	30.9	56.6	8.9	1.0	0.3	1.0				(1)
	卸売業 小売業	773	1.7	0.9	22.4	41.6	9.1	12.5	4.2	7.7				(4)
	サービス業	531	1.9	1.2	17.3	46.4	6.2	9.6	6.9	10.4				(12)
規模	30～99人	363	—	1.4	34.3	55.5	6.6	0.8	0.5	0.8				(1)
	10～29	1,118	1.1	1.0	22.2	50.6	8.5	8.2	2.3	6.1				(11)
	5～9	419	2.7	1.0	18.4	53.1	8.9	14.0	10.4	11.6				(5)

注(1) 計の数字は実数 (2) ()内は実数

(附表4) 産業、規模および休

		計	定 ・ 注 注								
			小 計	休 憩 回 数				休 憩			
				1 回	2 回	3 回	4 回	5 回 44分	6 回 45	7 回 46 59	8 回 60
総 数		1900	(1524) 100	72.0	14.4	13.5	0.1	2.6	3.2	2.1	65.5
産 業	製 造 業	596	(591) 100	55.8	17.8	26.2	0.1	1.0	15.3	4.7	57.3
	卸 売 業 小 売 業	773	(547) 100	81.9	13.2	4.7	0.2	4.4	4.9	0.7	71.7
	サービス業	531	(386) 100	82.6	11.1	6.2	—	2.1	3.7	0.5	67.2
規 模	30 ~ 99 ^人	363	(359) 100	51.0	18.9	29.8	0.3	1.1	14.9	6.4	57.2
	10 ~ 29	1,118	(909) 100	78.1	12.2	9.6	0.1	1.9	7.3	1.0	69.2
	5 ~ 9	419	(256) 100	79.7	16.0	4.3	—	6.7	3.7	0.6	63.5

注 (1) 計の数は実数 (2) () 内は実数

總回政、時間別事業所の割合

(%)

一 定				時 間 は 一 定 時 刻 不 定										不 定	そ の 他
時 間				小 計	休 憩 時 間										
61 7 90	91 7 120	121 7 180	180 7		7 44分	45	46 7 59	60	61 7 90	91 7 120	121 7 180	180 7			
14.7	3.2	1.4	2.3	(179) 9.4	1.1	0.4	0.2	5.2	0.8	0.6	0.3	0.8	(175) 9.2	(22) 1.2	
20.5	0.8	0.3	—	(4) 0.7	—	0.2	—	0.5	—	—	—	—	(1) 0.2	(—) —	
9.5	4.3	2.2	2.2	(128) 23.4	3.1	0.9	0.4	14.1	2.2	0.9	0.9	0.9	(82) 15.0	(16) 2.9	
14.8	4.6	1.4	5.8	(47) 12.2	1.0	0.3	0.3	4.9	1.0	1.6	0.3	2.8	(92) 23.8	(6) 1.6	
18.8	1.1	0.6	—	(3) 0.8	—	0.3	—	0.6	—	—	—	—	(1) 0.3	(—) —	
14.4	2.6	1.3	2.5	(106) 11.7	0.6	0.4	0.1	7.5	1.2	0.3	0.3	1.2	(91) 10.0	(12) 1.3	
11.0	7.4	2.5	4.6	(70) 27.3	6.3	0.8	0.8	11.8	2.0	8.1	1.2	2.0	(83) 32.4	(10) 3.9	

(附表5) 産業、規模および所定労働時間別事業所の割合

(%)

	計	定	・ 時 間					一 定	不
			小 計	6:59	7:00	8:00	8:01		
総 数	1,900	(1,524) 100	0.8	29.9	53.7	7.0	8.7	(37.6)	
産 業	製 造 業	596	(591) 100	0.8	30.6	62.4	3.5	2.5	(5)
	卸 売 業 小 売 業	773	(547) 100	0.5	30.6	42.0	10.6	16.3	(22.6)
	サービス業	531	(386) 100	1.0	27.7	56.7	7.3	7.3	(14.5)
規 模	30～99人	363	(359) 100	1.4	35.1	57.9	2.8	2.8	(4)
	10～29	1,118	(909) 100	0.4	28.7	54.9	7.2	8.8	(20.9)
	5～9	419	(253) 100	1.2	26.6	43.4	12.5	16.4	(16.3)

注 (1) 計の数は実数 (2) ()内は実数

(附表 6) 産業、規模および青少年労働者に対する所定労働時間の配感測事業所の割合

(1) 18才未満のいる事業所 (2) 18才～19才のいる事業所 (%)

	総 数	配慮している				配 慮	配慮している				そ の 他	配 慮					
		計	時間短縮	早番	通学し者に短		通学し者に早番に	計	時間短縮	早番			通学し者に短	通学し者に早番に			
産業	製造業	(1,012)	100	11.1	4.3	15.6	1.7	5.2	69.4	(1,665)	100	5.7	2.0	8.3	1.0	2.2	84.6
		100	4.4	2.1	14.9	1.3	2.6	79.4	100	2.9	0.8	7.8	0.8	1.3	88.6		
		100	19.1	3.4	18.8	1.7	2.3	59.1	100	8.3	3.7	9.3	0.9	1.2	82.7		
		100	11.5	3.3	13.6	2.1	10.9	67.1	100	5.2	1.1	7.6	1.3	4.8	82.9		
規模	30～99人	100	3.8	2.7	15.7	1.9	2.3	77.4	100	2.4	1.2	9.0	1.2	0.9	87.2		
	10～29	100	12.4	5.1	14.9	0.9	3.6	69.1	100	6.5	1.9	7.0	0.7	2.1	85.0		
	5～9	100	16.9	4.5	17.4	3.5	13.4	59.7	100	6.7	3.2	11.7	1.5	3.8	81.0		

(注) 配慮しているものは重複して答えているので計は100をこえる (2) () 内は実数

(附表 7) 産業、規模および残業の有無別年少労働者のいる事業所の割合

(%)

	事業所	残業あり							事業所残業なし	
		頻度	時間				年 間 除 外			
			よくある	時々ある	たまに	定期的		遅れた		
										時刻
計		よくある	時々ある	たまに	定期的	遅れた	時刻	遅れた	時刻	遅れた
総数	(1,012)	11.0	14.7	15.9	23.2	4.4	4.7	11.0	39.8	13.6
	100	12.5	11.7	9.9	23.3	4.4	3.1	3.9	56.9	6.9
	100	10.1	13.1	16.3	22.5	2.7	7.0	11.7	25.5	34.6
	100	10.0	19.6	22.1	23.3	6.0	4.5	13.4	32.9	15.4
産業	30～99人	10.3	9.6	6.9	18.0	3.8	2.3	2.7	66.3	6.9
	10～29	11.8	18.0	16.7	25.6	6.0	4.5	12.9	31.3	21.6
	5～9	9.5	12.4	25.4	22.9	1.0	8.5	16.4	37.4	25.4
	100									

(注) 1) 事業所で2つ以上回答しているのは計は100をこえる。 2) () 内は実数

(1) 18才未満のいる事業所 (2) 18~19才のいる事業所 (%)

	総 数	計 (824) 100	配賦している				計 (1327) 100	配賦している				無 配 賦		
			除 外	時 間、短 日教福	の 通 学 者 除 外	そ の 通 対 し て 短 日教福		除 外	時 間、短 日教福	の 通 学 者 除 外	そ の 通 対 し て 短 日教福			
産 業	製 造 業	100	489	147	165	4.1	3.4	266	125	131	81	2.6	2.5	55.7
	卸 売 業	100	624	97	146	4.3	2.3	186	124	156	11.6	4.0	2.3	58.3
	小 売 業	100	400	164	231	5.6	3.1	328	137	109	7.5	1.7	2.4	69.9
	サ ー ビ ス 業	100	389	196	143	2.9	5.0	321	112	128	4.4	2.1	2.9	69.8
規 模	30 ~ 99 人	100	712	82	152	5.3	1.6	103	151	167	14.4	5.8	1.3	50.6
	10 ~ 29 人	100	406	186	176	3.9	3.9	311	129	120	62	1.6	2.7	69.4
	5 ~ 9 人	100	367	140	153	2.7	4.7	400	81	122	57	2.0	3.3	72.9

(附 1) 配賦しているものの中は重複して答えているので計は 100 をこえる 2) () 内は実数

(附表 9) 産業、規模および青少年労働者に対する休日の配達の有無別事業所の割合

(%)

	計	18才未満のいる事業所					18才～19才のいる事業所				
		休日日数を多くする (1ヶ月又は1週)					休日日数を多くする (1ヶ月又は1週)				
		小 計	3日	4日	5日	無 配 慮	小 計	3日	4日	5日	無 配 慮
総 数	(1,012) 100	1.3 1.3	0.1	0.9	0.3	2.3 96.4	0.8 100	0.1	0.6	0.1	0.6 98.6
産 業	製 造 業	100	0.8	—	0.8	—	100	0.4	—	0.4	— 98.9
	卸 売 業	100	2.3	0.3	1.0	3.4 94.3	100	1.6	0.3	1.0	0.3 97.8
	小 売 業	100	0.9	—	0.9	—	100	0.2	—	0.2	— 99.4
	サ ー ビ ス 業	100	0.8	—	0.8	—	100	0.3	—	0.3	— 99.7
規 模	30 ～ 99人	100	1.6	0.2	1.1	0.4 95.6	100	1.1	0.2	0.9	— 98.1
	10 ～ 29	100	1.0	—	0.5	2.5 96.5	100	0.6	—	0.6	0.6 98.8
	5 ～ 9	100	1.0	—	0.5	2.5 96.5	100	0.6	—	0.6	0.6 98.8

注 () 内は実数

(用表10) 産業、規模および事業所の休日出勤の有無、時期別事業所の割合

(%)

		総 数	休 日 出 勤 あり																								休 日 出 勤 し
			計						よ く あ る						時 々 あ る						た ま に あ る						
			計	総・専 ・募	納 入 期	決 算	交 替	そ の 他	小 計	総・専 ・募	納 入 期	決 算	交 替	そ の 他	小 計	総・専 ・募	納 入 期	決 算	交 替	そ の 他	小 計	総・専 ・募	納 入 期	決 算	交 替	そ の 他	
総 数		1,900 100	<100> (55.6)	<153> 34	<314> 174	<86> 4.8	<99> 5.5	<390> 22.2	(62)	0.6	1.1	0.1	2.2	2.3	(14.2)	1.6	6.1	0.8	1.7	5.2	(35.2)	6.3	10.2	3.8	1.6	14.7	(44.4)
産 業	製 造 業	100	<100> (63.3)	<123> 32	<56.5> 37.3	<3.8> 2.5	<2.8> 1.3	<33.2> 22.1	(6.4)	0.8	2.2	—	0.8	2.7	(17.6)	2.5	12.4	0.7	0.8	3.4	(42.8)	4.9	23.0	1.8	0.2	16.1	(33.2)
	卸 売 業 小 売 業	100	<100> (48.8)	<20.7> 10.1	<11.9> 5.8	<18.6> 9.1	<17.8> 8.7	<35.6> 17.3	(7.0)	0.8	0.6	0.2	3.1	2.2	(10.6)	1.3	2.1	1.2	3.0	4.3	(31.2)	8.0	3.1	7.6	2.6	10.9	(51.2)
	サービス業	100	<100> (52.9)	<11.8> 6.2	<21.7> 11.5	<2.1> 1.1	<9.6> 5.1	<55.5> 29.4	(4.7)	—	0.4	—	2.3	2.1	(15.6)	0.9	4.9	0.6	0.9	8.5	(32.6)	5.3	6.2	0.6	1.9	18.8	(47.1)
規 模	30～99人	100	<100> (71.1)	<12.9> 8.5	<54.6> 38.8	<5.0> 3.6	<3.5> 2.5	<34.5> 24.5	(8.2)	0.8	3.3	—	1.1	3.6	(20.9)	2.8	14.0	0.8	1.1	4.7	(41.9)	5.0	21.5	2.8	0.3	16.3	(28.9)
	10～29	100	<100> (54.7)	<14.1> 7.7	<28.1> 15.4	<10.1> 5.5	<11.6> 6.4	<39.4> 21.6	(5.8)	0.4	0.8	0.1	2.4	2.1	(13.6)	1.2	5.2	1.0	2.2	5.0	(25.3)	6.1	9.4	4.5	1.7	14.5	(45.3)
	5～9	100	<100> (44.4)	<23.1> 10.3	<9.7> 4.3	<8.6> 3.8	<13.4> 6.0	<49.5> 22.0	(5.3)	0.7	—	0.2	2.4	1.9	(10.0)	1.7	1.7	0.5	1.0	6.0	(29.1)	7.9	2.6	3.1	2.6	14.1	(55.6)

注 (1) 計及び小計は休日出勤の時期がいずれも重複した回答があるので数字(内訳)の計は一致しない。

(2) 総数1,900は実数

(附表11) 定業、規模および青少年労働者に対する休日出勤の記録の有無別事業所の割合

(%)

		18才未満に対する記録						18～19才に対する記録					
		計	除 外	日短 数、 時間縮	ふり かけ える	そ の 他	無 記 慮	計	除 外	日短 数、 時間縮	ふり かけ える	そ の 他	無 記 慮
産業	総 数	(295) 100	44.4	6.4	3.1	1.0	45.1	(470) 100	17.4	6.0	4.5	2.1	70.0
	製 造 業	100	62.6	2.4	3.3	—	31.7	100	21.1	5.7	6.9	2.9	63.4
	卸 売 業 小 売 業	100	19.7	13.1	4.9	1.6	60.7	100	15.6	5.6	3.1	1.3	74.4
	サ ー ビ ス 業	100	37.8	7.2	1.8	1.8	51.4	100	14.8	6.7	3.0	2.2	73.3
規模	30～99人	100	68.2	2.4	4.7	—	24.7	100	25.8	5.0	7.5	1.7	60.0
	10～29	100	36.5	8.8	2.4	1.8	50.6	100	14.7	6.6	3.3	2.9	72.4
	5～9	100	27.5	5.0	2.5	—	65.0	100	14.1	5.1	3.8	—	76.9

(注) (1) 1事業所で2以上回答しているもので計は100をこえる。(2) ()内は実数

(附表12) 産業、規模および時間外労働の割増賃金の支給方法別事業所の割合

(%)

	計	時間に応じて支給する							現 物 支 給 す る	定 額 支 給 す る	つ で か み ぬ く 定 額	その世		不 明
		10時まで				10時以後						支 給 す る	の 他	
		2 時 刻 5 分 満	2 時 刻 5 分	2 時 刻 5 分 を こ え る も の	5 時 刻 未 満	5 時 刻	5 時 刻 を こ え る も の							
総 数	(1528) 100	10.4	55.5	3.5	6.9	20.2	1.4	9.9	6.5	6.0	7.3	0.4		
産 業	製 造 業	5.3	84.0	3.8	6.9	34.1	1.1	1.6	0.9	1.5	3.6	0.5		
	卸 売 業													
	小 売 業	14.4	33.0	2.6	5.8	7.3	1.1	18.1	10.3	9.0	10.3	0.6		
	サ ー ビ ス 業	12.0	47.2	4.3	8.4	18.6	2.3	10.2	9.1	8.2	8.2	—		
規 模	30～99人	7.0	85.6	4.7	7.6	40.8	1.5	0.6	—	0.9	4.1	—		
	10～29	10.4	55.2	2.6	7.2	17.2	0.7	10.4	7.0	5.6	7.6	0.7		
	5～9	13.9	23.7	4.7	5.4	6.3	3.5	18.3	12.3	12.7	9.8	—		

(注) ()内は実数 (2) 重複回答があるので計は100をこえる

(附表 13) 産業、規模および年次有給休暇の日数別事業所の割合

(%)

総 数	年 休 制 度 あり 計	勤 続 年 数 に よ る										不 明	一 律 に 与 え る				不 明	年 給 制 度 な し
		1 年 未 満			1 年 以 上 2 年 未 満			小	計	5 日	10 日		15 日	16 日				
		あ	り	な	5 日	6 日	11 日											
															5 日	10 日		
総 数 (1,000)	55.2	43.3	9.3	8.4	0.5	30.1	2.9	29.9	1.3	1.8	0.4	6.9	1.4	4.1	0.6	0.8	0.1	4.48
製 造 業	81.4	76.7	7.9	15.3	0.2	53.4	2.5	53.2	1.8	2.2	0.3	4.7	1.3	3.0	0.2	0.2	-	1.86
卸 売 業 小 売 業	40.9	33.9	13.6	4.7	0.1	15.5	3.5	18.1	10.9	0.8	0.6	7.0	1.4	3.5	0.9	1.0	0.1	5.91
サ ー ビ ス 業	46.7	37.3	4.7	6.2	1.3	25.0	2.4	21.1	10.7	3.0	-	9.4	1.3	6.0	0.8	1.3	-	5.33
30~99	89.3	85.7	9.1	16.0	-	60.6	1.1	61.7	19.8	2.5	0.6	3.6	0.3	2.8	0.3	0.3	-	1.07
10~29	55.1	45.6	11.2	7.7	0.8	25.9	3.3	26.3	13.4	1.9	0.3	7.5	1.5	4.3	0.7	0.9	0.1	4.69
5~9	31.3	22.9	4.5	3.3	-	14.6	2.1	12.2	6.9	1.2	0.5	3.4	1.9	4.5	0.7	1.2	-	6.87

(注) () 内は実数

(附表 14) 産業、規模および年間休日の日数、時期別事業所の割合

(%)

	総 数	年 休 制 度 計	年 間 休 日										あ り	年 間 休 日 な し	年 休 制 度 あ り		
			日			数		時									
			小 計	5 日	10 日	15 日	16 日	不 明	盆 休	年 末 始 め	や ぶ 入	帰 省				希 望 の 他	不 明
総 数	(1500)	448	389	115	204	29	11	29	27.1	32.3	0.6	4.6	9.6	6.5	0.1	59	552
製 造 業	100	18.5	169	27	112	20	07	03	16.1	16.9	0.3	1.3	2.7	3.4	—	17	814
卸 売 業	100	59.1	507	185	242	27	08	45	32.1	39.7	1.0	5.4	13.1	6.7	0.1	84	409
小 売 業	100	53.3	463	113	252	43	19	36	32.0	38.6	0.4	7.2	12.2	9.8	—	70	467
サ ー ビ ス 業	100	10.7	102	11	63	17	06	06	10.2	10.2	—	1.1	1.9	1.4	—	06	898
30 ~ 99人	100	46.9	403	123	210	27	08	36	27.5	32.6	0.6	4.2	9.7	6.4	0.1	65	531
10 ~ 29	100	68.7	599	186	310	48	21	33	40.6	50.4	1.2	8.8	15.8	11.2	—	88	813
5 ~ 9	100																

(注) (1) 時期については重複して回答しているもので小計に一致しない。(2) ()内は実数

(附表 15) 産業、規模および国民の祝日の扱い方別事業所の割合

(%)

		計	全休 部日	一休 部日	休 日 な 日 扱 い し	そ の 他
総 数		(1900) 100	23.2	21.2	51.0	4.7
産 業	製 造 業	100	18.3	21.9	48.0	1.8
	卸 売 業 小 売 業	100	25.9	16.6	53.8	3.8
	サービス業	100	24.7	15.8	50.3	9.2
規 模	30 ~ 99人	100	20.9	26.4	40.8	1.9
	10 ~ 29	100	24.1	18.7	53.2	3.9
	5 ~ 9	100	22.7	14.6	53.7	9.1

注 () 内は実数

(附 表 1 6) 産 業、規 模、性 お よ び 定 期 給 与 額 (昭 和 4 2 年)

		計	一 万 円 未 満	一 万 三 千 円 未 満	一 万 三 千 円 未 満
男 子	計	(4,118) 100	6.0	8.4	10.9
	製 造 業	100	3.8	6.6	11.3
	卸 売 業 小 売 業	100	10.4	6.9	5.9
	サービス業	100	5.5	12.8	15.0
	30 ～ 99 人	100	3.3	6.2	11.3
	10 ～ 29	100	8.4	9.8	10.2
	5 ～ 9	100	3.2	9.0	13.2
	計	(3,354) 100	4.2	11.2	17.9
女 子	製 造 業	100	2.8	10.4	19.2
	卸 売 業 小 売 業	100	4.2	7.4	14.7
	サービス業	100	8.0	20.0	20.2
	30 ～ 99 人	100	2.1	9.1	20.0
	10 ～ 29	100	5.1	11.7	15.9
	5 ～ 9	100	7.9	16.2	19.0

7月)別青少年労働者(20才未満)の割合

(%)

一 万 五 千 円 未 満	一 万 七 千 円 未 満	二 万 五 千 円 未 満	二 万 五 千 円 以 上	不 明
16.7	23.4	23.7	10.5	0.4
18.4	25.3	24.7	9.6	0.3
12.2	22.8	28.6	12.3	0.8
18.3	20.9	17.3	10.0	0.1
19.1	26.1	25.1	8.6	0.4
14.3	22.1	23.2	11.8	0.2
21.1	20.6	21.6	10.0	1.3
21.9	26.4	15.8	1.9	0.6
24.8	26.7	14.8	1.3	—
21.0	32.4	18.2	1.1	0.9
15.4	15.4	14.1	5.1	1.8
24.5	27.2	15.9	1.2	—
20.3	28.0	16.0	1.8	1.1
19.0	17.8	14.6	4.9	0.7

(附表17) 性、年齢および定期給与額(昭和42年7月)
別青少年労働者(20才未満)の割合

(%)

		計	1万円未満	1万円3千円未満	1万5千円未満	1万7千円未満	1万9千円未満	2万円未満	2万5千円以上	不明
男 子	計	(4,118) 100	6.0	8.4	10.9	16.7	23.4	23.7	10.5	0.4
	15才	100	24.3	20.6	16.2	20.5	14.5	3.3	—	0.7
	16	100	7.6	20.1	20.0	26.6	16.3	7.9	0.8	0.7
	17	100	5.7	7.5	15.0	20.6	29.5	17.1	4.0	0.5
	18	100	3.6	3.9	8.1	14.7	27.8	29.3	12.4	0.2
	19	100	1.4	3.1	4.6	10.1	22.4	37.5	20.9	0.1
女 子	計	(3,354) 100	4.2	11.2	17.9	21.9	26.4	15.8	1.9	0.6
	15才	100	13.5	29.2	27.6	18.8	7.8	2.1	—	1.0
	16	100	7.9	24.0	26.1	25.2	13.4	3.0	—	0.3
	17	100	7.4	14.6	24.6	22.0	20.0	9.0	1.4	1.0
	18	100	2.8	6.8	16.4	23.2	31.0	17.7	1.5	0.7
	19	100	1.8	7.7	13.0	20.2	31.2	22.3	3.4	0.4

註 ()内は実数

GAa1/1

8B-2-61



女性と仕事の未来館



00964947